

新型コロナウイルス等の感染症を補償する商品の発売 ～ 個人事業主・中小法人の事業継続をサポート ～

日新火災海上保険株式会社（社長：織山 晋、以下「当社」）は、「新型コロナウイルス感染症」および「感染症法（*1）における一類・二類・三類感染症」を補償する商品を新たに発売いたします。

（*1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1. 発売の背景

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、お客さまから「事業活動において、新型コロナウイルス感染症に備える補償・商品」についてのお問い合わせを多くいただいております。

こうした状況を踏まえ、当社は、施設の休業損失や消毒費用等を補償する商品および従業員等に感染者が発生した場合に事業主が負担する諸費用や消毒費用等を補償する商品を発売することといたしました。

当社は、これらの商品の販売を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受ける個人事業主・中小法人の皆さまの事業継続をサポートし、「事故や災害の際に最もダメージを感じやすいリテールのお客さまをお守りすること」を追求するリテール損害保険会社としての使命を果たしてまいります。

2. 商品の概要

（1）特定感染症等利益補償特約 ～ 事業者向け火災保険の新特約 ～

① 対象商品

ビジネスプロパティ（企業財産総合保険）

② 補償内容

施設が特定感染症等の原因となる病原体に汚染されたこと（またはその疑いがあること）によって、保健所その他の行政機関から施設の消毒命令等の措置があった場合に、その措置に要する期間の休業損失や感染防止対策費用を補償します。

なお、保健所その他の行政機関からの消毒命令等の措置によらない自主休業は補償対象外です。

保険金	内容	支払限度額 (1事故)
休業損害保険金	保健所その他の行政機関によって行政措置の連絡が被保険者になされた日から、その行政措置が解除された日まで（1事故につき15日限度）の休業損失を補償します。	500万円
感染症対策費用保険金	以下の費用（*2）を補償します。 消毒費用：施設の消毒費用、什器・備品等の廃棄費用 検査費用：従業員等の感染有無の診断に要した医療費等（PCR検査費用等） 予防費用：従業員等への予防接種等の感染予防にかかる医療費	100万円

（*2）保険金支払対象期間の開始日から当該期間終了後30日以内に支出した費用に限ります。

③ 付帯可能なご契約

保険期間の開始日が2021年1月1日以降で、休業補償条項にご加入いただいているご契約

(2) 特定感染症等事業者費用補償特約 ～ 事業者向け賠償責任保険の新特約 ～

① 対象商品

ビジサポ（統合賠償責任保険）

② 補償内容

ア. 従業員等が特定感染症等に罹患した場合に、事業主が負担する諸費用を補償します。

イ. 施設が特定感染症等の原因となる病原体に汚染されたこと（またはその疑いがあること）によって、保健所その他の行政機関から施設の消毒命令等の措置があった場合に、事業主が負担する以下の費用を補償します。

費用	例
消毒費用	施設を消毒し、汚染された可能性のある什器・備品等を廃棄した。
検査費用	感染有無を確認するため、従業員にPCR検査を受診させた。
予防費用	従業員への感染の拡大を防止するため、予防接種を受けさせた。
在庫品廃棄費用	消毒命令に伴う休業期間中に消費期限が切れた商品を廃棄した。
通信費用	施設で感染症が発生したことをお知らせする書面を施設の利用者へ郵送した。
信頼回復広告費用	休業や営業再開予定についてHP・新聞に掲載した。

保険金	保険金の額・支払限度額	
上記ア. の場合	罹患者1名につき 5万円・定額	保険期間中 50万円限度
上記イ. の場合	1回の消毒その他の措置につき 20万円限度	

③ 付帯可能なご契約

保険期間の開始日が2020年10月1日以降で、施設業務特約が付帯されたご契約

以上